

「介護予防ケアマネジメント」と「介護予防支援」について

令和6年4月1日から、居宅介護支援事業所も、介護予防支援事業所の指定を受けることができますが、地域包括支援センター以外の事業所が指定を受けて作成することができるのは、「介護予防支援」プランの作成のみです。「介護予防ケアマネジメント」については、引き続き地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託として行うこととなりますので御注意ください。

以下は、それについて内容の整理を行うものです。

・サービス種類

○総合事業：第1号訪問・通所事業(相当サービス・緩和型 A サービス)

○介護予防サービス：
・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問リハビリテーション
・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防訪問介護
・介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所生活介護
・介護予防短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護
・その他地域密着型サービス ・福祉用具貸与・購入 ・住宅改修

※「事業対象者」については総合事業のみ利用可。「要支援1以上の方」については、総合事業と介護予防サービスから、必要なサービスをアセスメントに基づき利用

・対象者

○介護予防ケアマネジメント・・・サービス利用中の事業対象者、要支援者のうち、総合事業のみ利用している者

○介護予防支援・・・介護予防サービスの利用がある対象者(総合事業と併用の場合も含む)

例

- ・事業対象で、通所緩和型 A(デイサービス)を週1回利用中の方…介護予防ケアマネジメント
- ・要支援2で、訪問相当型(ヘルパー)を週2回+ショートステイを利用中の方…介護予防支援
- ・要支援1で、福祉用具貸与のみ利用中の方…介護予防支援

○介護予防支援と介護予防ケアマネジメントとの間で変更があり、担当形態が変更になる際には、その都度届出の提出が必要となります。お手数ですが、御協力をよろしく願います。

(例:指定介護予防支援事業所が直接介護予防支援の担当をしていたが、翌月から総合事業のみの利用となる。介護予防ケアマネジメントに切り替わるため、今後の担当が包括になる)